個人番号カードの交付等に関する事務処理要領　新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
【目次】	【目次】
第１　個人番号	第１　個人番号
１　（略）	１　（同左）
２　請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	２　請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（同左）
(4)　法定代理人による請求	(4)　法定代理人等による請求
(5)～(7)　（略）	(5)～(7)　（同左）
第２～第３　（略）	第２～第３　（同左）
第４　個人番号カードの交付	第４　個人番号カードの交付
１・２　（略）	１・２　（同左）
３　交付	３　（同左）
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（同左）
(7)　15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法	(7)　15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合の交付方法
(8)～(10)　（略）	(8)～(10)　（同左）
第５～第９　（略）	第５～第９　（同左）
第10　国外転出者に係る個人番号カード交付事務	第10　国外転出者に係る個人番号カード交付事務
１・２　（略）	１・２　（同左）
３　交付	３　交付
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（同左）
(4)　15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法	(4)　15歳未満の者及び成年後見人が交付申請者である場合の交付方法
(5)・(6)　（略）	(5)・(6)　（同左）
４～11　（略）	４～11　（同左）
第11・第12　（略）	第11・第12　（同左）

第１　個人番号 １　（略） ２　請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定 （略） また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下「個人番号カード返納届」という。）と併せて、その者に対し、個人番号カードの返納を求める（令第３条第５項）。 （略） (1)　請求の受理（令第３条第１項） ア　（略） イ　個人番号指定請求書の提出の際に提出させる書類 （略） 住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。第４－３－(3)、(5)及び(10)－エを除き、以下同じ。）又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項とを照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。	第１　個人番号 １　（同左） ２　請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定 （同左） また、理由があると認められる場合であって、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、個人番号カードを返納する事由並びにその者の氏名及び住所を記載した返納届（以下「個人番号カード返納届」という。）とあわせて、その者に対し、個人番号カードの返納を求める（令第３条第５項）。 （同左） (1)　請求の受理（令第３条第１項） ア　（同左） イ　個人番号指定請求書の提出の際に提出させる書類 （同左） 住民基本台帳カード（当該住民基本台帳カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。第４－３－(3)及び(7)－エを除き、以下同じ。）又は個人番号カードによる本人確認は、暗証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項とを照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

（略）	（同左）
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（同左）
(4)　法定代理人による請求 個人番号の指定の請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、これらの者の法定代理人（登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人及び任意後見人を含む。以下同じ。）に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。 この場合、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る第１－２－(1)－イに掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。 （削除）	(4)　法定代理人等による請求 個人番号の指定の請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。 この場合、法定代理人については、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る第１－２－(1)－イに掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。 また、保佐人及び補助人については、登記事項証明書の代理行為目録により代理権が認められていることを確認するとともに、当該保佐人及び補助人に係る第１－２－(1)－イに掲げる書類により、保佐人及び補助人本人であることを確認する。
(5)　代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第３条第６項、省令第３条） （略） 住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認は、暗	(5)　代理人を通じた個人番号指定請求書の提出等（令第３条第６項、省令第３条） （同左） 住民基本台帳カード又は個人番号カードによる本人確認は、暗

証番号を照合した上で本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。	証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認は、その券面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と個人番号指定請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、住民基本台帳カード又は個人番号カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合等に限り、住民基本台帳カード又は個人番号カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。
（略）	（同左）
ア　代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）	ア　代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類）
(ｱ)　本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類	(ｱ)　本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
（略）	（同左）
(ｲ)　本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状等の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料	(ｲ)　本人の代理人として個人番号指定請求書を提出する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録
(ｳ)・(ｴ)　（略）	(ｳ)・(ｴ)　（同左）
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（同左）
(6)　電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第１項において準用する規則第３条）	(6)　電子情報処理組織を使用した個人番号指定請求書の提出（規則第12条第１項において準用する規則第３条）
ア　請求の受理	ア　請求の受理
(ｱ)・(ｲ)　（略）	(ｱ)・(ｲ)　（同左）
(ｳ)　（略）	(ｳ)　（同左）
A　個人番号カードの券面事項入力補助領域に記録された署名券面情報（機構により電子署名が行われた券面事項入力	A　個人番号カードの券面事項入力補助領域に記録された署名券面情報（機構により電子署名が行われた券面事項入力

補助情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあっては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。）をいう。以下同じ。）並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた(ｲ)により入力する事項についての情報を送信させる方法	補助情報（券面に記載した氏名（旧氏記載者にあっては氏名及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては氏名及び通称）、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報をいう。）をいう。以下同じ。）並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた(ｲ)により入力する事項についての情報を送信させる方法
B　（略）	B　（同左）
(ｴ)　（略）	(ｴ)　（同左）
イ　（略）	イ　（同左）
(7)　個人番号カードの廃止又は回収 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号の指定の請求があった場合は、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードを返納させ、個人番号カードのカード運用状況（以下「個人番号カード運用状況」という。）を廃止及び回収とする（法第17条第10項及び第11項、令第３条第５項、令第14条第６号、令第15条第１項第２号及び第２項）。	(7)　個人番号カードの廃止又は回収 個人番号カードの交付を受けている者から、個人番号の指定の請求があった場合は、個人番号カード返納届を添えて、個人番号カードを返納させ、個人番号カードのカード運用状況（以下「個人番号カード運用状況」という。）を廃止及び回収とする（法第17条第６項及び第７項、令第３条第５項、令第14条第８号、令第15条第１項第２号及び第２項）。
（略）	（同左）
３　職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定	３　職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定
ア　（略）	ア　（同左）
イ　（略） この場合において、通知が困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示する（法第17条第11項、令第４条第２項、令第14条第14号、令第15条第１項第３号及び第２項）。	イ　（同左） この場合において、通知が困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示する（法第17条第７項、令第４条第２項、令第14条第８号、令第15条第１項第２号及び第２項）。

（略）	（同左）
第２　個人番号通知書	第２　個人番号通知書
ア　（略）	ア　（同左）
イ　交付	イ　交付
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（同左）
(ｲ)　（略） 一定期間（３月程度）を経過しても個人番号通知書の交付ができない場合は、返還登録を行った上で、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。ただし、本人にやむを得ない事情がある場合等には、一定期間（３月程度）を経過して保管した上で、交付する。	(ｲ)　（同左） 一定期間（３月程度）を経過しても個人番号通知書の交付ができない場合は、返還登録を行ったうえで、当該個人番号通知書を物理的に廃棄する。ただし、本人にやむを得ない事情がある場合等には、一定期間（３月程度）を経過して保管したうえで、交付する。
(ｳ)　（略） なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。 （略）	(ｳ)　（同左） なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとしても差し支えない。 （同左）
(ｴ)　（略） A　（略） B　代理人の代理権を証明する書類 (A)　代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類 （略） (B)　代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状等の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料	(ｴ)　（同左） A　（同左） B　代理人の代理権を証明する書類 (A)　代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 （同左） (B)　代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為

C　（略）	目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料 C　（同左）
第３　（略）	第３　（同左）
第４　個人番号カードの交付 １　交付申請書の受理 ア　（略） イ　写真の添付 交付申請書には、次に掲げる要件を満たす写真の添付を求める（令第13条第１項、省令第21条）。ただし、交付申請書の提出時に交付申請者の写真を撮影することとする市町村においては、この限りでない （略） ウ～ク　（略） ケ　交付申請の取消し 個人番号カードの交付申請者から、個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第４－３－(1)－Ｃに掲げる書類を提示させる等により本人確認を行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認の上、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付／再交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。 （略） また、代理人による申出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。 （略） なお、再度個人番号カードの交付申請を行うには、新たに交	第４　個人番号カードの交付 １　交付申請書の受理 ア　（同左） イ　写真の添付 交付申請書には、次に掲げる要件を満たす写真の添付を求める（令第13条、省令第21条）。ただし、交付申請書の提出時に交付申請者の写真を撮影することとする市町村においては、この限りでない （同左） ウ～ク　（同左） ケ　交付申請の取消し 個人番号カードの交付申請者から、個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第４－３－(1)－Ｃに掲げる書類を提示させる等により本人確認を行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認のうえ、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。 （同左） また、代理人による申出も受理することとし、本人確認とあわせて、交付申請者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。 （同左） なお、再度個人番号カードの交付申請を行うには、新たに交

付申請書番号を生成する必要があるため、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報を入力の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申出者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する（窓口において、当該住民が交付申請書の手交を望まない場合であっても、当該住民が手書用交付申請書により市町村を通さずに申請する場合に備えて、交付取りやめ処理の後、速やかに交付申請書情報入力を実施する。）。 交付／再交付申請取消申出書の様式は、別紙様式第１のとおりとする。なお、電子証明書発行／更新申請取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は別紙様式第２のとおりとする。 コ　（略）	付申請書番号を生成する必要があるため、住民記録システム又は統合端末を操作することにより、最新の交付申請書情報を入力の上、統合端末から個人番号カードの交付申請書を出力して申出者に手交し、当該交付申請書を用いて交付申請を行うよう案内する。（窓口において、当該住民が交付申請書の手交を望まない場合であっても、当該住民が手書用交付申請書により市町村を通さずに申請する場合に備えて、交付取りやめ処理の後、速やかに交付申請書情報入力を実施する。） 交付申請取消申出書の様式は、別紙様式第１のとおりとする。なお、電子証明書発行／更新取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は別紙様式第２のとおりとする。 コ　（同左）
２　作成 ア・イ　（略） ウ　（略） なお、本人以外の者による在留期間更新に伴う有効期間変更については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該申請を受理して差し支えない。 （略） エ　（略）	２　作成 ア・イ　（同左） ウ　（同左） なお、本人以外の者による在留期間更新に伴う有効期間変更については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該申請を受理しても差し支えない。 （同左） エ　（同左）

3　交付	3　交付
(1)　交付時来庁方式による交付方法	(1)　交付時来庁方式による交付方法
（略）	（同左）
市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第１項、令第13条第６項本文、令第13条の２、規則第４条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。	市町村長は、交付申請者に対し、住所地市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認することにより（法第17条第１項、令第13条の２、令第13条第６項本文、規則第４条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。
（略）	（同左）
なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第５－３の再交付又は第６－３の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了の日から６月以内である個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。	なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第５－３の再交付又は第６－３の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了後の個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。
また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、併せて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。	また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、あわせて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。
（略）	（同左）
なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた	なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させた

証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。

A　次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、次に掲げるいずれかの書類

住民基本台帳カード、個人番号カード（第４－３－(7)の法定代理人に対する交付又は(8)の代理人に対する交付、第５－３の再交付又は第６－３の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年４月１日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（当該在留カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、特別永住者証明書（当該特別永住者証明書の交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

（略）

B　（略）

C　Ａ又はＢの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

(A)　（略）

(B)　（略）

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－１）を、交付申請

証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとしても差し支えない。

A　次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、次に掲げるいずれかの書類

住民基本台帳カード、個人番号カード（第４－３－(7)又は(8)の代理人に対する交付、第５－３の再交付又は第６－３の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年４月１日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（当該在留カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、特別永住者証明書（当該特別永住者証明書の交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち当該市町村長が適当と認めるもの

（同左）

B　（同左）

C　Ａ又はＢの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類

(A)　（同左）

(B)　（同左）

また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等のほか、交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合は、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－１）を、交付申請

者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－２）を、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－３）を、交付申請者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意被後見人である場合は、法定代理人は民法（明治29年法律第89号）又は任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第２）を利用することも考えられる。 （略） Ｄ・Ｅ　（略）	者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－２）を、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第１－３）を、交付申請者が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（別紙様式第２）を利用することも考えられる。 （同左） Ｄ・Ｅ　（同左）

様式第1

〒102-0082
東京都千代田区一番町25番地

住民　太郎　様

令和　　年　　月　　日

△△△△長
○○　○○　　印

マイナンバーカード交付通知書

・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書（はがき）
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
C本人確認書類（以下のアの書類を１点。アがない場合は、イを２点持参してください。）
　ア　マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード　など
　イ　健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証　など
　　※「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている必要があります。

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

△△△△長　宛　　令和　　年　　月　　日
マイナンバーカード交付の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカードの受領権限を委任します。
代理人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

①住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）　□□□□
②券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）　□□□□

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（XXXX@XXXXXX）をご覧いただくか、コールセンター（XXXX-XXXXXX）または市町村にお問い合わせください。

様式第2

〒102-0082
東京都千代田区一番町25番地

住民　太郎　様

令和　　年　　月　　日

△△△△長
○○　○○　　印

マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書（はがき）
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
C本人確認書類（以下のアの書類を１点。アがない場合は、イを２点持参してください。）
　ア　マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード　など
　イ　健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証　など
　　※「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている必要があります。

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

△△△△長　宛　　令和　　年　　月　　日
マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)①～④の暗証番号を設定する □　(2)いずれの暗証番号も設定しない □
①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）　□□□□
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）　□□□□
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）　□□□□
（同一でも可）

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（XXXX@XXXXXX）をご覧いただくか、コールセンター（XXXX-XXXXXX）または市町村にお問い合わせください。

様式第1

〒102-0082
東京都千代田区一番町25番地

住民　太郎　様

令和　　年　　月　　日

△△△△長
○○　○○　　印

マイナンバーカード交付通知書

・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書（はがき）
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
C本人確認書類（以下のアの書類を１点。アがない場合は、イを２点持参してください。）
　ア　マイナンバーカード（顔写真付きのもの）、運転免許証、パスポート、在留カード　など
　イ　資格確認書、年金手帳、医療受給者証、学生証　など
　　※「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている必要があります。

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

△△△△長　宛　　令和　　年　　月　　日
マイナンバーカード交付の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカードの受領権限を委任します。
代理人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

①住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）　□□□□
②券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）　□□□□

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（XXXX@XXXXXX）をご覧いただくか、コールセンター（XXXX-XXXXXX）または市町村にお問い合わせください。

様式第2

〒102-0082
東京都千代田区一番町25番地

住民　太郎　様

令和　　年　　月　　日

△△△△長
○○　○○　　印

マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A本通知書（はがき）
B通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
C本人確認書類（以下のアの書類を１点。アがない場合は、イを２点持参してください。）
　ア　マイナンバーカード（顔写真付きのもの）、運転免許証、パスポート、在留カード　など
　イ　資格確認書、年金手帳、医療受給者証、学生証　など
　　※「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている必要があります。

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

△△△△長　宛　　令和　　年　　月　　日
マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は、下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)①～④の暗証番号を設定する □　(2)いずれの暗証番号も設定しない □
①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）　□□□□
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）　□□□□
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）　□□□□
（同一でも可）

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（XXXX@XXXXXX）をご覧いただくか、コールセンター（XXXX-XXXXXX）または市町村にお問い合わせください。

(2)　申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法 （略） ウの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類を併せて提出させる。 （略）	(2)　申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法 （同左） ウの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類をあわせて提出させる。 （同左）
(3)　住所地市町村長以外の市町村長を経由した申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法 （略） 交付申請者が第４－１－エ－(ｲ)から(ｵ)まで及び(ｷ)に掲げる事情がある場合においては、公共料金の領収書等、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外の居所に居住していることを証する書類を併せて提示させる。なお、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長が交付申請者の居所情報をあらかじめ把握している場合には、提示を求めないこととして差し支えない。また、交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、併せて住所地市町村長に送付する。 （略） 住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとして差し支えない。	(3)　住所地市町村長以外の市町村長を経由した申請時来庁方式及び出張申請受付方式による交付方法 （同左） 交付申請者が第４－１－エ－(ｲ)から(ｵ)まで及び(ｷ)に掲げる事情がある場合においては、公共料金の領収書等、当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外の居所に居住していることを証する書類をあわせて提示させる。なお、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長が交付申請者の居所情報をあらかじめ把握している場合には、提示を求めないこととしても差し支えない。また、交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合には、あわせて住所地市町村長に送付する。 （同左） 住所地市町村長以外の市町村長により行われた本人確認の結果については、その事実及び本人確認の際に提示を受けた証明書等の種類等を控えておくことで足りる。また、送付を受けた書類及び書類の写しについては、必要に応じ、住所地市町村長の判断により、保存することとしても差し支えない。
(4)　特急発行方式による交付方法 （略） H　第６－１－ア－(ｲ)（個人番号カードの表面の追記欄の余白	(4)　特急発行方式による交付方法 （同左） H　第６－(1)－ア－(ｲ)（個人番号カードの表面の追記欄の余

がなくなった場合に係る部分に限る。）により有効期間内に新たな個人番号カードの交付を求める者	白がなくなった場合に係る部分に限る。）により有効期間内に新たな個人番号カードの交付を求める者
（略）	（同左）
イの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類を併せて提出させる。	イの場合においては、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住していることを証する書類をあわせて提出させる。
ウの場合においては、住所地市町村長は、(2)に準ずる方法で、交付申請者に対し、個人番号カードを送付するものとする。当該送付が困難である場合は、住所地市町村の事務所への出頭を求め、(1)又は(8)に準じた本人確認を行った上で個人番号カードを引き渡すものとする。	ウの場合においては、住所地市町村長は、(2)に準ずる方法で、交付申請者に対し、個人番号カードを送付するものとする。当該送付が困難である場合は、住所地市町村の事務所への出頭を求め、(1)に準じた本人確認を行った上で個人番号カードを引き渡すものとする。
（略）	（同左）
(5)　住所地市町村長以外の市町村長を経由した特急発行方式による交付方法	(5)　住所地市町村長以外の市町村長を経由した特急発行方式による交付方法
（略）	（同左）
住所地市町村長以外の市町村長が住所地市町村長に送付する書類、住所地市町村長による交付申請者の実在性の確認、交付申請者が第４－１－エー(ｲ)から(ｵ)まで及び(ｷ)に掲げる事情がある場合における書類の提示及び交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合の取扱いについては、(3)に準ずるものとする。	住所地市町村長以外の市町村長が住所地市町村長に送付する書類、住所地市町村長による交付申請者の実在性の確認、交付申請者が第４－１－エー(ｲ)から(ｵ)まで及び(ｷ)に掲げる事情がある場合における書類の提示及び交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合の取り扱いについては、(3)に準ずるものとする。
(6)　出生届と同時に交付申請書を提出する場合の特急発行方式による交付方法	(6)　出生届と同時に交付申請書を提出する場合の特急発行方式による交付方法
（略）	（同左）
この場合において、個人番号カードの交付の方法は(4)に準じて取り扱う。ただし、(4)－イの方法により交付する場合において、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住	この場合において、個人番号カードの交付の方法は(4)に準じて取り扱う。ただし、(4)－イの方法により交付する場合において、当該交付申請者が住民票に記載されている住所以外の居所に居住

していることを証する書類を併せて提出させることは要しない。	していることを証する書類をあわせて提出させることは要しない。
(7)　15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法 15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合、その法定代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、法定代理人が本人であることを確認する。ただし、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、当該特定年齢未満申請者に係る法定代理人が、当該法定代理人に係る本人確認書類として(1)－Aに掲げる書類を一以上提示する場合は、交付申請者の本人確認書類としての回答書の提示を省略することができる。また、以下の場合には、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。	(7)　15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合の交付方法 15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合、その法定代理人に対し、市町村の事務所への出頭を求め、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類により、法定代理人が本人であることを確認する。ただし、以下の場合には、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。
（略） また、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Aの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定す	（同左） また、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類により、復代理人が本人であることを確認する。

るカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、復代理人が本人であることを確認する。	
（略）	（同左）
ア　児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である場合	ア　児童虐待等の理由により法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である場合
(ｱ)　里親等に監護されている場合	(ｱ)　里親等に監護されている場合
里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、里親等が本人であることを確認する。	里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等の本人確認を(1)に準じて行う。
(ｲ)　児童福祉施設に入所している場合	(ｲ)　児童福祉施設に入所している場合
児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁	児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人に対し市町村の事務所への出頭を求めることが不適当又は困難である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員の本人確認を(1)に準じて行う。

的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、職員が本人であることを確認する。	
イ　法定代理人が不在である場合	イ　法定代理人が不在である場合
(ｱ)　里親等に監護されている場合	(ｱ)　里親等に監護されている場合
里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、里親等が本人であることを確認する。	里親等に対し市町村の事務所への出頭を求め、里親等の資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（様式任意）を提示させ、当該里親等の本人確認を(1)に準じて行う。
(ｲ)　児童福祉施設に入所している場合	(ｲ)　児童福祉施設に入所している場合
児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、職員が本人であることを確認する。	児童福祉施設の職員に対し市町村の事務所への出頭を求め、児童福祉施設の職員としての資格を証明するものとして市町村が適当と判断する書類を提示させ、法定代理人が不在である事情を説明する事情説明書（施設長の署名が入ったもの。様式任意。）を提示させ、当該職員の本人確認を(1)に準じて行う。

(8)　交付申請者の代理人に対する交付方法 （略） b　被保佐人、被補助人及び任意被後見人 （略） ア　交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料 （略） b の場合、交付申請者に代わり保佐人、補助人又は任意後見人の出頭を求め、イ－(ｱ)に掲げる代理人の代理権を証明する書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。 （略） イ　代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類） (ｱ)　代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類 ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。 (ｲ)　代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状等、交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料 （略） また、交付申請者が15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人である場合、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本、登記事項証明書の代理行為目録その他その資格を証明する書類	(8)　交付申請者の代理人に対する交付方法 （同左） b　被保佐人及び被補助人 （同左） ア　交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料 （同左） b の場合、交付申請者に代わり保佐人又は補助人の出頭を求め、イ－(ｲ)に掲げる代理人の代理権を証明する書類の提示をもって、交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料の提示があったものとして取り扱う。 （同左） イ　代理人の代理権を証明する書類（次のいずれかの書類） (ｱ)　代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。 (ｲ)　代理人が法定代理人以外の者である場合には、委任状や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料 （同左） また、交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合、法定代理人が選任した復代理人による出頭も認められる。この場合、法定代理人の資格を確認できる交付申請者の戸籍謄本その他その資格を証明する書類に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委

に加え、復代理人に法定代理人がその権限を委任したことを証する委任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、復代理人が本人であることを確認する。	任状など指定の事実を確認するに足りる書類（様式任意）を提示させ、当該復代理人に係る(1)に掲げるいずれかの書類により、復代理人が本人であることを確認する。
ウ　代理人の本人確認書類 代理人の本人確認書類については、第４－３－(1)－Ａから Ｃまでに準じて取り扱う（(1)－Ａの個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）。	ウ　代理人の本人確認書類 代理人の本人確認書類については、第４－３－(1)－Ａから Ｃまでに準じて取り扱う。
（略）	（同左）
(9)　個人番号カードの暗証番号の設定 （略）	(9)　個人番号カードの暗証番号の設定 （同左）
ア　（略） ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、交付申請者又はその法定代理人にいずれの暗証番号も設定しない旨が記載された回答書等又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第３）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態と	ア　（同左） ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、交付申請者又はその法定代理人にいずれの暗証番号も設定しない旨が記載された回答書等又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第３）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態と

した上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。	したうえで、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。
（略）	（同左）
イ　（略）	イ　（同左）
ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号を設定しない旨が記載された暗証番号設定依頼書又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第３）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。	ただし、暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号も設定しない旨が記載された暗証番号設定依頼書又は暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態としたうえで、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。
（略）	（同左）
ウ　（略）	ウ　（同左）
ただし、交付申請者又はその法定代理人が暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号の設定を希望しない旨の申請書（様式第３）を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。	ただし、交付申請者又はその法定代理人が暗証番号の設定を希望しない場合は、暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出させ、市町村職員が住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号を無作為な番号に設定した後、当該交付申請者の個人番号カードの暗証番号をロックした状態としたうえで、個人番号カードの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。
（略）	（同左）
エ　（略）	エ　（同左）
ただし、暗証番号の設定を希望しない場合の取扱いは、イに準ずる。この場合において、交付の方法は(4)－ウをとるものとし、機構から個人番号カードが送付された後、当該個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カード	ただし、暗証番号の設定を希望しない場合の取り扱いは、イに準ずる。この場合において、交付の方法は(4)－ウをとるものとし、機構から個人番号カードが送付された後、当該個人番号カードの暗証番号をロックした状態とした上で、個人番号カー

の交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。 （略）	ドの交付年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押す。 （同左）
(10)　個人番号カードの交付に係るその他の留意事項	(10)　個人番号カードの交付に係るその他の留意事項
ア　個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、基本四情報の一部に、代替文字が必要な場合には、交付申請者本人若しくは代理人に選択させた該当部分の代替文字又は交付申請者より事前に申告された代替文字を入力する。原則として交付申請者又は代理人の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者又は代理人に説明し、了解を得た上で、選択し直すことも差し支えない。	ア　個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、基本四情報の一部に、代替文字が必要な場合には、交付申請者本人若しくは代理人に選択させた該当部分の代替文字又は交付申請者より事前に申告された代替文字を入力する。原則として交付申請者又は代理人の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者又は代理人に説明し、了解を得たうえで、選択し直すことも差し支えない。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（同左）
エ　交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、当該住民基本台帳カードのカード運用状況（以下「住民基本台帳カード運用状況」という。）を廃止とし、住民基本台帳カード返納届を添えて、当該住民基本台帳カードを返納させる（番号法総務省関係整備令附則第２条第１項）。ただし、(2)から(5)までの方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、住民基本台帳カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該住民基本台帳カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該住民基本台帳カードを交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、交付申請の取消しがない場合については、住民基本台帳カード運用状況を廃止とする。 この場合において、交付申請者が他の届出等と併せて住民基本	エ　交付申請者が住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、当該住民基本台帳カードのカード運用状況（以下「住民基本台帳カード運用状況」という。）を廃止とし、住民基本台帳カード返納届を添えて、当該住民基本台帳カードを返納させる（番号法総務省関係整備令附則第２条第１項）。ただし、(2)から(5)までの方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、住民基本台帳カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該住民基本台帳カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該住民基本台帳カードを交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、交付申請の取り消しがない場合については、住民基本台帳カード運用状況を廃止とする。 この場合において、交付申請者が他の届出等とあわせて住民基

台帳カードを返納するときは、当該届出等に住民基本台帳カードを返納する旨を記載することにより、住民基本台帳カード返納届の提出に代えることができる。	本台帳カードを返納するときは、当該届出等に住民基本台帳カードを返納する旨を記載することにより、返納届の提出に代えることができる。
（略）	（同左）
オ～キ　（略）	オ～キ　（同左）
第５　個人番号カードの再交付	第５　個人番号カードの再交付
１　再交付申請書の受理	１　再交付申請書の受理
ア　（略）	ア　（同左）
イ　再交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録	イ　再交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録
（略）	（同左）
なお、再交付申請書には、併せて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第１項）。	なお、再交付申請書には、あわせて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第１項）。
（略）	（同左）
ウ～キ　（略）	ウ～キ　（同左）
ク　二重交付の禁止	ク　二重交付の禁止
個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出と併せて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第２項）。	個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出とあわせて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第２項）。
ケ　（略）	ケ　（同左）
２　（略）	２　（同左）
３　再交付	３　再交付
（略）	（同左）
ただし、第４－３－(2)又は(3)の方法により個人番号カードの再	ただし、第４－３－(2)又は(3)の方法により個人番号カードの再

交付を行う場合には、再交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３条第１項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、再交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを再交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、再交付申請の取消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。	交付を行う場合には、再交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、再交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを再交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、再交付申請の取り消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。
（削除）	また、特定年齢未満申請者に対して再交付を行う場合（第４－３－(7)により当該特定年齢未満申請者の法定代理人が出頭する場合に限る。）であって、第４－３－(1)－Ｄ又はＥの方法により本人確認を行うときは、回答書の提示については、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。
第６　個人番号カードの有効期間内の交付 １　交付申請書の受理 ア　有効期間内の交付の事由 （略） (ｱ)　個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が３月未満となった場合（個人番号カードの有効期間が満了した場合を含む。） (ｲ)　（略） イ　交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録 （略） なお、交付申請書には、併せて個人番号カードの交付を受け	第６　個人番号カードの有効期間内の交付 １　交付申請書の受理 ア　有効期間内の交付の事由 （同左） (ｱ)　個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が３月未満となった場合 (ｲ)　（同左） イ　交付申請書の記載事項並びに交付申請書情報の入力及び登録 （同左） なお、交付申請書には、あわせて個人番号カードの交付を受

ようとする事由を記載させることが望ましい。 （略） ウ～キ　（略） ク　二重交付の禁止 個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、交付申請書の提出と併せて、現に交付を受けている個人番号カードを提示させる。 ケ　（略） 2　（略） 3　交付 （略） ただし、第４－３－(2)又は(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを交付申請の取消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、交付申請の取消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。 （削除） 第７　個人番号カードのその他の手続	けようとする事由を記載させることが望ましい。 （同左） ウ～キ　（同左） ク　二重交付の禁止 個人番号カードの交付を受けようとする者に対し、交付申請書の提出とあわせて、現に交付を受けている個人番号カードを提示させる。 ケ　（同左） 2　（同左） 3　交付 （同左） ただし、第４－３－(2)又は(3)の方法により個人番号カードの交付を行う場合には、交付申請が取り消される場合に備えて、個人番号カード運用状況を直ちに廃止とせず（当該個人番号カードに電子証明書が搭載されている場合には当該電子証明書についても直ちに失効処理をせず）に保管し、交付申請の取り消しがあった場合には、当該返納を取り消した上で、当該現に交付を受けている個人番号カードを交付申請の取り消しを行う者に返却する。暗証番号の設定（第４－３－(9)－イ）までの間に、交付申請の取り消しがない場合については、個人番号カード運用状況を廃止とする。 また、特定年齢未満申請者に対して交付を行う場合（第４－３－(7)により当該特定年齢未満申請者の法定代理人が出頭する場合に限る。）であって、第４－３－(1)－Ｄ又はＥの方法により本人確認を行うときは、回答書の提示については、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。 第７　個人番号カードのその他の手続

1　最初の転入届の受理の際に講ずべき措置 ア　個人番号カードの交付を受けている者が住基法第22条の２第１項に規定する最初の転入届をする場合には、市町村長は、当該個人番号カードを転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第４－３－(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する（法第17条第６項及び第７項）。 （略） イ　（略） なお、本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理して差し支えない。 2　個人番号カードの券面記載事項の変更届出 ア　市町村長は、第７－１－ア以外の場合において、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した券面記載事項変更届を提出させる（法第17条第８項）。	1　最初の転入届の受理の際に講ずべき措置 ア　個人番号カードの交付を受けている者が住基法第24条の２第１項に規定する最初の転入届をする場合には、市町村長は、当該個人番号カードを転入届と同時に提出させ、当該届出の年月日及び新たな住所を表面の追記欄に記載し、「転入」と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第４－３－(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する（法第17条第６項及び第７項）。 （同左） イ　（同左） なお、本人以外の者による最初の転入届については、本人の個人番号カードを提示させ、委任状等を提出させることにより代理権の授与等がなされていることを確認することができた場合又は代理権の授与等がなされていることを本人の個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の照合により確認することができた場合（届出人が本人と同一の世帯に属する者又は本人の法定代理人である場合に限る。）については、当該届出を受理しても差し支えない。 2　個人番号カードの券面記載事項の変更届出 ア　市町村長は、第７－１－ア以外の場合において、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した変更届を提出させる（法第17条第８項）。

（略）	（同左）
イ　個人番号カードの券面記載事項変更届（転入届の受理の際に第７－１－アの処理がされていない個人番号カード（令第14条第３号に該当していないものに限る。）に係る届出を含む。）の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「転居」、「職権修正」、「転入」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第４－３－(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。	イ　個人番号カードの券面記載事項の変更届（転入届の受理の際に第７－１－アの処理がされていない個人番号カード（令第14条第３号に該当していないものに限る。）に係る届出を含む。）の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「転居」、「職権修正」、「転入」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第４－３－(9)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。
（略）	（同左）
ウ・エ　（略）	ウ・エ　（同左）
３　個人番号カードの暗証番号の変更	３　個人番号カードの暗証番号の変更
ア　（略）	ア　（同左）
イ　個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更・再設定申請書を提出したときは、代理人に対し、次に掲げる書類を全て提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する（省令第33条第９項）。	イ　個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更申請書を提出したときは、代理人に対し、次に掲げる書類を全て提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する（省令第33条第９項）。
（略）	（同左）
この場合においては、回答書等に変更申請者によって旧暗証番号及び新暗証番号を記載させ、届出をさせた上で、市町村職員が暗証番号の変更を行う。	この場合においては、回答書等に変更申請者によって旧暗証番号及び新暗証番号を記載させ、届出をさせたうえで、市町村職員が暗証番号の変更を行う。
ウ　（略）	ウ　（同左）

4　個人番号カードの暗証番号の再設定	4　個人番号カードの暗証番号の再設定
ア　市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第９項）。	ア　市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(4)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第９項）。
イ　個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号変更・再設定申請書を提出したときは、第７－３－イに準じて取り扱う。	イ　個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者の法定代理人以外の代理人が本人の個人番号カードを添えて暗証番号再設定申請書を提出したときは、第７－３－イに準じて取り扱う。
（略）	（同左）
ウ　（略）	ウ　（同左）
5　個人番号カードを紛失した旨の届出	5　個人番号カードを紛失した旨の届出
ア　（略）	ア　（同左）
イ　（略）	イ　（同左）
また、代理人による届出も受理することとし、本人確認と併せて、個人番号カードの交付を受けている者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。	また、代理人による届出も受理することとし、本人確認とあわせて、個人番号カードの交付を受けている者との続柄等の申告を求め、代理権を授与した事実の確認を行う。
ウ　（略）	ウ　（同左）
エ　（略）	エ　（同左）
なお、電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書の様式と	なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能で

統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。	あり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。
6　紛失した個人番号カードを発見した旨の届出 ア　個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。この際、一時保留状態となっている電子証明書については、失効させる必要があり、再発行の希望がある場合はその処理を行う（公的個人認証サービス事務処理要領第４－３）。 イ・ウ　（略）	6　紛失した個人番号カードを発見した旨の届出 ア　個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。 イ・ウ　（同左）
7　個人番号カードの廃止又は回収 ア　（略） この場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。 イ　（略） なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(ｲ)又は(ｴ)のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長において返納を受け付けて差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を直前の住所地市町村長に通知し、当該直前の住所地市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。 ウ　個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長は、当該個人番号カード（(ｵ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を	7　個人番号カードの廃止又は回収 ア　（同左） この場合において、他の届出等とあわせて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届の提出に代えることができる。 イ　（同左） なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(ｲ)又は(ｴ)のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長において返納を受け付けても差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を直前の住所地市町村長に通知し、当該直前の住所地市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。 ウ　個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、住所地市町村長は、当該個人番号カード（(ｵ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を

添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（法第17条第11項、令第15条第２項、省令第28条第５項）。 （略） アからウまでの場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、郵便等又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。 エ・オ　（略） カ　（略） なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりである。	添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第２項、省令第28条第５項）。 （同左） アからウまでの場合において、他の届出等とあわせて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、郵便等又は代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。 エ・オ　（同左） カ　（同左） なお、電子証明書失効申請書の様式と統合しても可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりである。
８　個人番号カードの廃棄 個人番号カードの返納を受けた場合、当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じた上で物理的に廃棄する（令第17条）。	８　個人番号カードの廃棄 個人番号カードの返納を受けた場合、当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じたうえで物理的に廃棄する（令第17条）。
９　既に交付を受けた個人番号カードを暗証番号をロックした状態とする切替手続 ア　市町村長は、個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出させ、暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付にあたっては、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行う。 （略） イ　個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者の法定代	９　既に交付を受けた個人番号カードを暗証番号をロックした状態とする切替手続 ア　市町村長は、個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び住所を記載した暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出させ、暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付に当たっては、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行う。 （同左） イ　個人番号カードの暗証番号をロックしようとする者の法定代

理人以外の代理人が暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出したときは、第４－３－(9)－イに準じて暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付にあたっては、代理人に対し、次に掲げる全ての書類を提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する。 （略）	理人以外の代理人が暗証番号の設定を希望しない旨の申請書を提出したときは、第４－３－(9)－イに準じて暗証番号をロックした状態とし、当該申請の年月日を追記欄に記載し「顔認証」と明記してこれに職印を押した上で、個人番号カードを返還する。なお、当該申請の受付に当たっては、代理人に対し、次に掲げる全ての書類を提示させ、代理人の代理権の存在及び代理人が本人であることを確認する。 （同左）
10　追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定 暗証番号の再設定については、第７－４に準じて取り扱い、追記欄に記載されている「顔認証」、年月日及び職印に取消し線を引き、取消し線に重ねて職印を押した上で、個人番号カードを返還する。	10　追記欄に「顔認証」と記載された状態の個人番号カードの暗証番号の設定 暗証番号の再設定については、第７－４に準じて取り扱い、追記欄に記載されている「顔認証」、年月日及び職印に取り消し線を引き、取り消し線に重ねて職印を押した上で、個人番号カードを返還する。
第８　個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等 1　（略）	第８　個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等 1　（同左）
2　個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務 （略） ア　（略） イ　個人番号カードの作成、送付及び運用に関する状況の管理 ウ・エ　（略） オ　交付申請書及び再交付申請書の受付及び保存 カ・キ　（略）	2　個人番号通知書及び個人番号カードに関して機構が処理する事務 （同左） ア　（同左） イ　個人番号カードの作成及び運用状況の管理 ウ・エ　（同左） オ　交付申請書及び第28条第１項に規定する再交付申請書の受付及び保存 カ・キ　（同左）
3　（略）	3　（同左）

第９　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置	第９　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴う経過措置
１・２　（略）	１・２　（同左）
３　通知カードの手続	３　通知カードの手続
(1)　通知カードを紛失した旨の届出	(1)　通知カードを紛失した旨の届出
（略）	（同左）
ただし、他の届出等と併せて紛失の届出を行うときは、当該届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができる。	ただし、他の届出等とあわせて紛失の届出を行うときは、当該届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができる。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（同左）
４・５　（略）	４・５　（同左）
第10　国外転出者に係る個人番号カード交付事務	第10　国外転出者に係る個人番号カード交付事務
１　交付申請書の受理	１　交付申請書の受理
ア～カ　（略）	ア～カ　（同左）
キ　二重交付の禁止	キ　二重交付の禁止
既に個人番号カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けようとする場合、第10－４及び第10－５の場合を除き、個人番号カード運用状況が運用中又は一時停止であるときは、交付申請書を受理することができない（省令第24条）。	既に個人番号カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けようとする場合、第５及び第６の場合を除き、個人番号カード運用状況が運用中又は一時停止であるときは、交付申請書を受理することができない（省令第24条）。
ケ　交付申請の取消し	ケ　交付申請の取消し
附票管理市町村長は、個人番号カードの交付申請者から個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第10－３－(1)－Ｃに掲げる書類を提示させる等により本人確認を	附票管理市町村長は、個人番号カードの交付申請者から個人番号カードの交付申請の取消しの申出を受けた場合には、第10－３－(1)－Ｃに掲げる書類を提示させる等により本人確認を

行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認の上、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付・再交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。 電話による申出も受理することとし、氏名、国外での住所、生年月日、性別及び個人番号等の申告を求め、本人確認を行う。 加えて、交付・再交付申請取消申出書の郵送又は電子メールによる申出も受理することとし（ただし、電子メールによる申出を受理するかは市町村長の任意とする。）、交付・再交付申請取消申出書と交付申請書の記載の同一性を確認することで、交付申請者本人による申出であることを確認する。 なお、交付・再交付申請取消申出書は、交付申請書を提出した又は個人番号カードの引渡し場所として交付申請書に記載した領事官又は附票管理市町村長以外の市町村長を経由して提出することも可能である。 また、代理人による申出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。 （略） 交付・再交付申請取消申出書の様式は、様式第１のとおりとする。 なお、電子証明書発行・更新申請取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は様式第２のとおりとする。	行い、統合端末において個人番号カードの交付申請者のカード発行状況を確認のうえ、個人番号カードの交付取りやめ処理を行う。この場合において、交付申請取消申出書の提出を求めることとして差し支えない。 電話による申出も受理することとし、氏名、国外の住所、生年月日、性別及び個人番号等の申告を求め、本人確認を行う。 加えて、交付申請取消申出書の郵送又は電子メールによる申出も受理することとし（ただし、電子メールによる申出を受理するかは市町村長の任意とする。）、交付申請取消申出書と交付申請書の記載の同一性を確認することで、交付申請者本人による申出であることを確認する。 なお、交付申請取消申出書は、交付申請書を提出した又は個人番号カードの引渡し場所として交付申請書に記載した領事官又は附票管理市町村長以外の市町村長を経由して提出することも可能である。 また、代理人による申出も受理することとし、本人確認とあわせて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。 （同左） 交付申請取消申出書の様式は、様式第１のとおりとする。 なお、電子証明書発行／更新取消申出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は様式第２のとおりとする。
２　（略）	２　（同左）
３　交付 (1)　附票管理市町村における交付方法 （略）	３　交付 (1)　附票管理市町村における交付方法 （同左）

附票管理市町村長は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、附票管理市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに個人番号及び戸籍の附票に記載されている個人識別事項を確認することにより（法第17条第１項、令第13条第６項本文、令第13条の２、規則第４条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。	附票管理市町村長は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、附票管理市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類の提示を受けること並びに個人番号及び戸籍の附票に記載されている個人識別事項を確認することにより（法第17条第１項、令第13条第６項本文、令第13条の２、規則第４条）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見に対し、直接、個人番号カードを交付することは適当でない。
（略）	（同左）
なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第10－４の再交付又は第10－５の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了後の日から６月以内である個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。	なお、有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限る。ただし、第10－５の再交付又は第10－６の有効期間内の交付の場合においては、個人番号カードに添付された写真と交付申請者の同一性を確認すること等により交付申請者が本人であることを確認できる場合に限り、有効期間満了後の個人番号カードの提示を受けることとして差し支えない。
また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、併せて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。	また、個人番号カードに添付された写真と交付申請者との同一性を、顔認証システムを活用しながら確認する。この場合において、まず目視により同一性の確認を行い、同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、あわせて顔認証システムによる同一性の判定を行う。当該判定において同一性が確認できるとされた場合には、特段の事情のない限り、交付して差し支えない。一方、当該判定において同一性が確認できないとされた場合には、原則として交付しない。ただし、複数の職員によるなど、目視により厳格な確認を行い、同一性が確実に識別できると認める場合には、交付して差し支えない。
（略）	（同左）
なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させ	なお、本人確認の結果については、本人確認の方法、提示させ

た証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとして差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとして差し支えない。	た証明書等の種類等を控えておくことで足りる。必要に応じ、市町村長の判断により、複写をとることとしても差し支えない。なお、その場合、個人情報保護に配慮する観点から、本人の了解を得ることが望ましい。保存の方法は、電磁的方法によることとしても差し支えない。
A　次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、有効な個人番号カード（第10－４の再交付又は第10－５の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）及び旅券のうち当該市町村長が適当と認めるもの	A　次に掲げるいずれかの措置その他市町村長が適当と認める措置をとる場合には、有効な個人番号カード（第10－５の再交付又は第10－６の有効期間内の交付の場合を想定している。）（当該個人番号カードの交付を受けている者の写真が表示されたものに限る。）及び旅券のうち当該市町村長が適当と認めるもの
（略）	（同左）
B・C　（略）	B・C　（同左）
(2)　（略）	(2)　（同左）
(3)　在外公館における引渡し方法	(3)　在外公館における引渡し方法
（略）	（同左）
当該個人番号カードの引渡しを行う領事官は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、当該領事官の指定する場所への出頭を求め、(1)に準じて交付申請者が本人であることを確認し、交付申請者に当該個人番号カードを引き渡す。また、領事官が本人確認を行う場合において、(1)－Aから(1)－Cにおいて掲げる書類の提示を受けることが困難なやむを得ない事由があるときは、以下に掲げる書類による本人確認を認めるものとする（法第17条第４項、令第13条第10項及び第12項）。	当該個人番号カードの引渡しを行う領事官は、交付申請者に対して、個人番号カードの引渡しを行う旨を電子メールで通知し、当該領事官の指定する場所への出頭を求め、(1)に準じて交付申請者が本人であることを確認し、交付申請者に当該個人番号カードを引き渡す。また、領事官が本人確認を行う場合において、(1)－Aから(1)－Cにおいて掲げる書類の提示を受けることが困難なやむを得ない事由があるときは、以下に掲げる書類による本人確認を認めるものとする（法第17条第４項、令第13条第９項及び第12項）。
（略）	（同左）

(4)　15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合の交付方法 15歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意被後見人が交付申請者である場合、交付申請書にその法定代理人の氏名等を記載させ、当該法定代理人に対し、引渡し場所（市町村の事務所又は領事官の指定する場所）への出頭を求めることとする。附票管理市町村長は、交付申請書に記載されている氏名が交付申請者の法定代理人の氏名であることを確認し、個人番号カードの引渡しを行う市町村長又は領事官は、当該法定代理人に係る(1)に掲げる（領事官の指定する場所へ出頭を求めるときは、(1)又は(3)に掲げる）いずれかの書類（(1)又は(3)の個人番号カードの提示については、法第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することも可能である（令第13条第７項第２号、規則第15条の２）。）により、法定代理人が本人であることを確認する。	(4)　15歳未満の者及び成年後見人が交付申請者である場合の交付方法 15歳未満の者及び成年被後見人が交付申請者である場合、交付申請書にその法定代理人の氏名等を記載させ、当該法定代理人に対し、引渡し場所（市町村の事務所又は領事官の指定する場所）への出頭を求めることとする。附票管理市町村長は、交付申請書に記載されている氏名が交付申請者の法定代理人の氏名であることを確認し、個人番号カードの引渡しを行う市町村長又は領事官は、当該法定代理人に係る(1)に掲げる（領事官の指定する場所へ出頭を求めるときは、(1)又は(3)に掲げる）いずれかの書類により、法定代理人が本人であることを確認する。
(5)　個人番号カードの暗証番号の設定 （略） ア　（略） なお、利用者証明用電子証明書の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。 イ　（略）	(5)　個人番号カードの暗証番号の設定 （同左） ア　（同左） なお、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を申請している場合に限り、暗証番号の設定を希望しないことができるものとする。 イ　（同左）

(6)　国外転出者に係る個人番号カードの交付にあたってのその他の留意事項 ア　個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、氏名の一部に代替文字が必要な場合には、統合端末に記載されている代替文字を入力する。原則として交付申請者の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者に説明し、了解を得た上で選択し直すことも差し支えない。 イ～オ　（略）	(6)　国外転出者に係る個人番号カードの交付にあたってのその他の留意事項 ア　個人番号カードの券面事項入力補助アプリケーションについて、氏名の一部に代替文字が必要な場合には、統合端末に記載されている代替文字を入力する。原則として交付申請者の選択を尊重するが、社会通念に照らして代替文字と本来の文字がかけ離れていると判断した場合には、交付申請者に説明し、了解を得たうえで選択し直すことも差し支えない。 イ～オ　（同左）
4　国外転出者に係る個人番号カードの再交付 (1)　再交付申請書の受理 ア　（略） イ　再交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録 （略） なお、再交付申請書には、併せて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第１項）。 （略） ウ～キ　（略） ク　二重交付の禁止 個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出と併せて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第２項）。 （略） ケ　（略）	4　国外転出者に係る個人番号カードの再交付 (1)　再交付申請書の受理 ア　（同左） イ　再交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録 （同左） なお、再交付申請書には、あわせて個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由を記載させる（省令第28条第１項）。 （同左） ウ～キ　（同左） ク　二重交付の禁止 個人番号カードの再交付を受けようとする者に対し、現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、再交付申請書の提出とあわせて、当該個人番号カードを返納させる（省令第28条第２項）。 （同左） ケ　（同左）

(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（同左）
5　国外転出者に係る個人番号カードの有効期間内の交付	5　国外転出者に係る個人番号カードの有効期間内の交付
(1)　交付申請書の受理	(1)　交付申請書の受理
ア　有効期間内の交付の事由	ア　有効期間内の交付の事由
（略）	（同左）
(ｱ)　個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が１年未満となった場合（個人番号カードの有効期間が満了した場合を含む。）	(ｱ)　個人番号カードの有効期間の満了する日までの期間が１年未満となった場合
(ｲ)・(ｳ)　（略）	(ｲ)・(ｳ)　（同左）
(ｴ)　個人番号カードに搭載されている電子証明書の有効期間が満了するまでの日が１年未満となった場合	(ｴ)　個人番号カードに搭載されている電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３条第１項に規定する署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の有効期間が満了するまでの日が１年未満となった場合
イ　交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録 （略） なお、交付申請書には、併せて個人番号カードの交付を受けようとする事由を記載させることが望ましい。	イ　交付申請書の記載事項並びに附票送付先情報の入力及び登録 （同左） なお、交付申請書には、あわせて個人番号カードの交付を受けようとする事由を記載させることが望ましい。
ウ～ク　（略）	ウ～ク　（同左）
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（同左）
6　国外転出者に係る個人番号カードの券面記載事項の変更	6　国外転出者に係る個人番号カードの券面記載事項の変更
(1)　附票管理市町村長への券面記載事項変更届出の提出	(1)　附票管理市町村長への券面記載事項変更届出の提出
ア　附票管理市町村長は、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び国外での住所を記載した変更届を提出させる（法第17条第８項）。	ア　附票管理市町村長は、個人番号カードの券面記載事項に変更を生じたときは、当該個人番号カードを添えて、個人番号カードの券面記載事項の変更内容並びにその者の氏名及び住所を記載した変更届を提出させる（法第17条第８項）。

イ　個人番号カードの券面記載事項の変更届の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「職権修正」等と明記してこれに職印を押した上で、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第10－３－(5)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。	イ　個人番号カードの券面記載事項の変更届の提出があった場合は、当該届出の年月日及び変更後の内容を表面の追記欄に記載し「職権修正」等と明記してこれに職印を押したうえで、これを返還する。また、券面記載事項の変更に伴い、第10－３－(5)により設定した住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションに関する暗証番号の入力を経て、内部記録事項を変更する。その際、変更後の内容が内部記録事項に正確に反映されているかについて留意する。
（略）	（同左）
ウ　（略）	ウ　（同左）
なお、電子証明書失効申請／新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。	なお、電子証明書新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。
エ　（略）	エ　（同左）
(2)　（略）	(2)　（同左）
7　国外転出者に係る個人番号カードの暗証番号の変更・再設定	7　国外転出者に係る個人番号カードの暗証番号の変更・再設定
(1)　附票管理市町村長への暗証番号変更・再設定申請書の提出	(1)　附票管理市町村長への暗証番号変更・再設定申請書の提出
ア　暗証番号の再設定	ア　暗証番号の再設定
附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難である	附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外の住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。再設定申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると

と認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第９項）。	認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第９項）。
イ　暗証番号の変更	イ　暗証番号の変更
附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。変更申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら旧暗証番号及び新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない（省令第33条第９項）。	附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外の住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を提出させる。変更申請者又はその法定代理人に対し、第４－３－(1)又は(7)により本人確認を行った上で、自ら旧暗証番号及び新暗証番号を個人番号カードに設定させる。この場合において、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られるときや、暗証番号の設定が困難であると認められるときは、市町村職員が必要な補助を行うこととして差し支えない。また、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の変更については、第10－３－(5)に準じて取り扱う（省令第33条第９項）。
（略）	（同左）
ウ　暗証番号の再設定又は変更方法	ウ　暗証番号の再設定又は変更方法
個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定又は変更については、第10－３－(5)に準じて取り扱う。	個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号の再設定又は変更については、第４－３－(9)に準じて取り扱う。
（略）	（同左）
(2)　領事官を経由した暗証番号の再設定	(2)　領事官を経由した暗証番号の再設定
ア　暗証番号の再設定	ア　暗証番号の再設定
附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助	附票管理市町村長は、個人番号カードの住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション又は券面事項入力補助

アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外での住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を、領事官を経由して提出させる。この場合、附票管理市町村の職員が、暗証番号変更・再設定申請書に記載された暗証番号を設定する（省令第33条第９項）。	アプリケーションに関する暗証番号の変更を行おうとする者に対し、当該個人番号カードを添えて、その氏名及び国外の住所を記載した暗証番号変更・再設定申請書を、領事官を経由して提出させる。この場合、附票管理市町村の職員が、暗証番号変更・再設定申請書に記載された暗証番号を設定する（省令第33条第９項）。
イ　（略）	イ　（同左）
8　国外転出者が個人番号カードを紛失した旨の届出	8　国外転出者が個人番号カードを紛失した旨の届出
(1)　附票管理市町村長への紛失した旨の届出	(1)　附票管理市町村長への紛失した旨の届出
ア　（略）	ア　（同左）
イ　（略） また、代理人による申出も受理することとし、本人確認と併せて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。	イ　（同左） また、代理人による申出も受理することとし、本人確認とあわせて、交付申請者との続柄等の申告を求め、附票管理市町村長において、代理権を授与した事実の確認を行う。
ウ　（略）	ウ　（同左）
エ　（略） なお、電子証明書失効申請／秘密鍵漏えい等届出書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。	エ　（同左） なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。
(2)　（略）	(2)　（同左）
9　国外転出者に係る個人番号カードを発見した旨の届出	9　国外転出者に係る個人番号カードを発見した旨の届出
(1)　附票管理市町村長への発見した旨の届出	(1)　附票管理市町村長への発見した旨の届出
ア　個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。この際、一時保留状態となっ	ア　個人番号カードを紛失した旨の届出をした者（個人番号カードの再交付を受けた者を除く。）から、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けたときは、個人番号カード運用状況を運用中とする（省令第30条）。

ている電子証明書については、失効させる必要があり、再発行の希望がある場合はその処理を行う（公的個人認証サービス事務処理要領第４－３）。	
イ　（略）	イ　（同左）
ウ　（略）	ウ　（同左）
なお、電子証明書失効申請／新規発行申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。	なお、電子証明書一時停止解除届の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりとする。
(2)　（略）	(2)　（同左）
10　国外転出者に係る個人番号カードの廃止又は回収	10　国外転出者に係る個人番号カードの廃止又は回収
ア・イ　（略）	ア・イ　（同左）
ウ　個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、附票管理市町村長は、当該個人番号カード（(ｳ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第２項、省令第28条第５項）。領事官を経由して返納があった場合は、アに準じた取扱いをすることとする。	ウ　個人番号カードの交付を受けている者が次のいずれかに該当した場合には、附票管理市町村長は、当該個人番号カード（(ｴ)の場合は、発見した個人番号カード）を個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第２項、省令第28条第５項）。領事官を経由して返納があった場合は、アに準じた取扱いをすることとする。
(ｱ)～(ｳ)　（略）	(ｱ)～(ｳ)　（同左）
(ｴ)　個人番号カードの交付又は第10－６－(1)による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認められ、当該個人番号カードの返納を命ぜられたとき。	(ｴ)　個人番号カードの交付又は第７－１－ア若しくは２－イによる個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認められ、当該個人番号カードの返納を命ぜられたとき。
なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(ｲ)に該当した場合には、国内転入後転入届を提出した後に、住所地市町村長において返納を受け付けて差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を附票管理市町村長に通知	なお、当該個人番号カードの交付を受けている者が(ｲ)に該当した場合には、国内転入後転入届を提出した後に、住所地市町村長において返納を受け付けても差し支えないこと。この場合は、当該個人番号カードを回収した旨を附票管理市町村長に通

し、当該附票管理市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。

エ　個人番号カードの交付を受けている者が、国外から転入をした場合において、国内転入後転入届を受けた市町村長に個人番号カードの提出を行うことなく、国内転入後転入届をした日から90日を経過し、又は当該市町村長の統括する市町村から転出したときは、転入後の住所地市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする。

アからエまでの場合において、他の届出等と併せて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

オ　（略）

カ　錯誤に基づき、又は過失により個人番号カードを交付した場合であって、当該個人番号カードの返納を命ずることを決定した旨を通知し、又は公示したときは、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第14号及び第16条）。

キ　（略）

なお、電子証明書失効申請書の様式と統合することも可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりである。

11　国外転出者に係る個人番号カードの廃棄

個人番号カードの返納を受けた場合、市町村は当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じた上で物理的に廃棄する（令第17条）。領事官を経由して個人番号カードの返納があった場合は、当該領事官は市町村に代わって当該個人番号を物

知し、当該附票管理市町村長の了解のもと、住所地市町村において当該個人番号カードを廃棄すること。

エ　個人番号カードの交付を受けている者が、国外から転入をした場合において、国内転入後転入届を受けた市町村長に個人番号カードの提出を行うことなく、国内転入後転入届をした日から90日を経過し、又は当該市町村長の統括する市町村から転出したときは、転入後の住所地市町村長は、当該個人番号カードを個人番号カード返納届を添えて返納させ、個人番号カード運用状況を廃止及び回収とする（令第15条第２項）。領事官を経由して返納があった場合は、アに準じた取扱いをすることとする。

アからエまでの場合において、他の届出等とあわせて個人番号カードの返納があったときは、当該届出等に個人番号カードを返納する旨を記載することにより、個人番号カード返納届に代えることができる。なお、代理人による個人番号カードの返納についても、その受理を行うことができる。

オ　（同左）

カ　錯誤に基づき、又は過失により個人番号カードを交付した場合であって、当該個人番号カードの返納を命ずることを決定した旨を通知し、又は公示したときは、個人番号カード運用状況を廃止とする（令第14条第14号及び第16条、省令第32条）。

キ　（同左）

なお、電子証明書失効申請書の様式と統合しても可能であり、統合様式は次に掲げる様式第２のとおりである。

11　国外転出者に係る個人番号カードの廃棄

個人番号カードの返納を受けた場合、市町村は当該個人番号カードの半導体集積回路の裁断等の措置を講じたうえで物理的に廃棄する（令第17条）。領事官を経由して個人番号カードの返納があった場合は、当該領事官は市町村に代わって当該個人番号を物

理的に破棄することができる。	理的に破棄することができる。
第11　国外転出者に係る個人番号カード継続利用事務 1　（略） 2　国内に転入する旨の転入届の受理の際に講ずべき措置 （略） 本人以外の者による申出については、第11－１－イ及びウの取扱いに準ずることとする。	第11　国外転出者に係る個人番号カード継続利用事務 1　（同左） 2　国内に転入する旨の転入届の受理の際に講ずべき措置 （同左） 本人以外の者による申出については、第11－１－イの取扱いに準ずることとする。
第12　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和３年総務省令第83号）附則第２条による経過措置 （略） また、この場合において、改正省令の施行の前日において機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。	第12　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（令和３年総務省令第83号）附則第２条による経過措置 （同左） また、この場合において、改正省令の施行の前日において機構に・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示することを要しない。